

平成30年12月7日

筑紫野市議会
議長 横尾 秋洋 様

会派市民会議
代表 辻本 美恵子

平成30年度会派市民会議研修報告書

会派市民会議が参加した研修について、下記の通り報告します。

記

1. 日 時

平成30年11月5日(月)～6日(火) 1泊2日

2. 研修先及び研修項目

「市町村議会議員研修2日間コース」

議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開
全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市唐崎2丁目13-1）

3. 参加者

白石卓也、西村和子、辻本美恵子 計 3名

4. 内容 別添のとおり

- ① 地方自治の現状と議会改革の動向・・・・・・・・・・（担当：白石）別紙①
- ② 情報公開を進める取り組み① 北海道栗山町・・・・・・・・（担当：西村）別紙②
- ③ 情報公開を進める取り組み② 福島県会津若松市・・・・（担当：辻本）別紙③
- ④ 演習：議会だよりを読みやすくするワーク



平成30年度市町村議員研修
「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」

地方自治の現状と議会改革の動向

講師 早稲田大学名誉教授 北川 正恭さん

略歴 ・三重県議会議員 3期
・衆議院議員 4期
・三重県知事 2期
・早稲田大学名誉教授、
・早稲田大学マニフェスト研究所顧問

【日 時】 平成30年11月5日（月） 13時～14時30分

【場 所】 J I A M（全国市町村国際文化研修所）3階 大教室1

【内 容】

- ・時代の変化により地方議員に対する要請が劇的に変化している
95年の阪神淡路大震災大きな契機となった。当時の政権は震災に対して手続きから先に進めなければならなかった。当時は勝手に動くことは「敵」だった。オウム真理教事件も社会に大きな影響を与えた。
 - ・世の中が「多様性」を持つようになり地方分権推進法が誕生、これにより工業は伸びたが、農業は急速に競争力を失い、限界集落が出始めた、結果東京の一極集中が加速した
2000年の地方分権一括法が制定され地方議員の役割が一変した。主に政策立案などの条例制定。
 - ・議会、議員について
議会事務局の強化が必要、議員定数の倍は必要、沖縄が復帰した際は、議員の3倍の事務局職員を配置した。これは米国の主導だった。
事務局スタッフは調査、研究、条文制定などのプロが必要。現在の地方議会で事務局スタッフが一番充実しているのは東京都議会、お金が潤沢に有る背景だろう。工夫しているところは各地の図書館と連携し司書と一緒に仕事をする事も出来る。
- 議会は民意の反映を行うことが最も大切、最高の仕事をしているという自覚をしっかり持つこと。けっして首長、執行機関の追認機関であってはならない、このことが進むと議会不要論が本当に迫ってくる。

議会報告では来場者が少ない事も有るようだが「来場しない」事に対する追及が必要。議会では議会での目標を制定し活動することが重要、議長選挙は形骸化してはだめ、所信表明をやり、選挙を行う。本会議場は解放し子どもの遊び場くらいになるほうが良い。真に開かれた議会になる。

議員ではマニフェストは大切だ、常に点検、見直し行う必要がある。
投票率向上にも取組を行う必要がある。特に18歳になる高校生から投票できるように工夫が必要。岐阜県の可児市の高校は投票率が90%のところもある。

最後に議会の信頼なくして地方創生はありえない 今後の活動に期待をする。

【所 感】

北川先生らしく、非常に歯に衣着せぬ講演でした。特に感じたことは議員に求められることは、時代と共に変化しているが、真に必要なものは地方議会には「民意の反映にある」、また「議会は追認機関であってはならない」、「議会の信頼なくして地方創生はない」と厳しい口調で仰ったことは一議員として改めて肝に銘ずる言葉でした。

担当 白石卓也

議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～
住民参加・情報公開を進める取り組み① 報告

日時：2018年11月5日（月）15：45～17：30

講師：中村 健 氏 早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長

鵜川和彦 氏 北海道栗山町議会議長

（古田氏 北海道栗山町議会事務局長）

【内容1 講義】中村 健 氏

1. 2018年調査：地方議会や議員へ持つイメージ

全国的な傾向として住民が持つ地方議会や議員へ持つイメージは

- ・支援団体（地域や団体など）の利益を考えている。
- ・地方議会（組織）は何をしているかわからない。
- ・地方議員（個人）は何をしているかわからない。 というものである。

2. 議会活動モデル



3. 情報収集・調査・分析

岩手県久慈市の議会基本条例前文は、自分たちの条例だから自分たちの言葉（岩手弁）でまとめられている。（「おら達の住む久慈市は、碧い海と緑豊かな大地に囲まれた…」）ICT活用について。まだ、議会経費でタブレットを配布していない議会があるのか。

東日本大震災の際、最も邪魔者扱いされたのが議員だった。議員はある避難所に物資が足りないと執行部に要求し、執行部は全体でも不足する物資をそこだけに届けることができない。要求した物資が届かないと議員は職員を恫喝するので仕方なく届けるという構図がみられた。

一方、電話が通じなくなり、議会事務局が議員の安否確認ができなくなった。そればかりでなく連絡手段がなく議会を開き災害対応を議決することすらできなくなった。

これを受けタブレットを配布することとし、その後の台風の際には、議員が2人一組で現場に直行し、タブレットで撮影した災害状況や確認した各戸の避難状況を事務局へ送る作業を行った。これらは執行部も行うが、情報は不足するので議会も行うべき。

一方、80歳を超えるタブレット操作が全くできない議員があり、議会事務局がメール操作から一つ一つ丁寧に説明した。3年たつとこの議員はタブレットをもって一番活躍されている。スケジュール管理や遠方に住む孫とのテレビ電話もしているとのこと。

4. 議会事務局との関係

議会事務局の仕事は多岐にわたり忙しく、“事務”に集中している。

しかし、視察の対応や視察の計画に時間を取られ、議決に必要な調査・分析などに全く取り組んでいない。絶対的に人数が少ない。東京都のみが議員数より議会局員数が多くなっている。“議会局”としているのは事務だけではなく、議員の調査・研究等を補佐する位置づけがあるからである。議会事務局としている議会は見直しの必要があるのではないか。

A市議会事務局の仕事	
議案書の調製・配布 定例会4回×(議題8時間+配布4時間)=48時間 全協資料の印刷・調整 会議12時間×3時間=36時間 傍聴資料の印刷・作成 定例会(4回×2時間)+全協(12回×2時間)=36時間 傍聴PRポスター作成 定例会(4回×21時間)=84時間 議会だよりの編集・校正 (定例会4号×14日×8時間+臨時1号×7日×8時間)×0.5=25.2時間 議会報告会資料印刷・調整 報告会2回×4時間=8時間 本会議録の調製 録音時間94時間×3倍の時間=282時間 委員会録の調製 録音時間58時間×3倍の時間=174時間 議決証明の発行準備 24件×1時間=24時間 会議資料の印刷・製本等 月3回×12か月×0.5=18時間	ホームページ作成 行政視察案内ページ新規作成(8日×7時間)、文策費・行政視察月改定(12か月×28時間)=404時間 文書の収受及びファイリング・メルエック 受付12か月×24日×0.5+ファイリング12か月×24日×0.5=288時間 視察対応の準備 20件×1時間=20時間 来客・電話対応など 12か月×24日×0.5=144時間 来客への給茶など 12か月×24日×0.5=144時間 物品等の支払事務 12か月×5
小計 962時間	小計 1,060時間
早稲田大学マニフェスト研究所	

5. 議会改革度調査

全国の議会改革状況を調査した結果、弱い分野として、

- (1) 全体として、①議会の動画配信 ②発言・意見の受付 ③マネジメント ④議案 ⑤議会局のサポート
- (2) 情報共有では、①動画と資料の関連付け ②広報戦略(ライブ・インターネット・紙ベース)
- (3) 住民参加では、①傍聴の利用工夫 ②住民の発言機会 ③参考人と公聴会 ④報告会の意見反映・政策化 ⑤報告会の参加増 ⑥報告会の充実
- (4) 機能強化では、①自治体の計画について ②外部からのサポート ③ICTの内容 ④図書室の充実

などがある。

6. 時代を揺るがした近年の出来事と議会

- 1985年 ・プラザ合意(1\$240円→120円へ) 日本国内の企業が製造の拠点を海外へ移した。パート・非正規雇用の拡大。
 ・行革により、NTT・JTの民営化。行政の指定管理者やNPOへの委託などの開始。

1995年 Windows95の販売開始(世界の仕事を変えた)

- 2000年 地方分権一括法の施行（国と地方の在り方の変化）
- 2006年 夕張市財政破綻（国は経営破たんしても何もしてくれないと知った）
- 2014年 地方創生法の施行（地域間競争の開始）

7. 自分の所属する自治体基礎知識チェック

- ①人口総数 職員人数 平成30年度予算 経常収支比率 出生数 死亡数
転入出数 交流人口 起業数 など
- ②公園数 橋梁数 街路灯数 介護保険利用料 ごみ回収量 犯罪発生件数
火災発生件数 交通事故数

これらを誰がマネージメントしているのか。行政は縦割りなので全体が見えていない。②については減らそうという運動がある。

自治体はほとんど同一のことを同一の場所で同一の人が行い、検証が難しくなっている。これは、議員（住民の代表）が指摘しなければ変化がない。

一方、地方分権一括法の施行後、職員は業務が増え職員削減が進められた。それまでは国への申請書類は方程式に当てはめればよかった。何を求めるかに向かって、何をどうするかは無限。それらは自治体が自分で調達しなければならなくなった。

議会は、執行部の監視・チェック、立法機関としての決定・提案・民意の集約を行っていく必要がある。

8. 議会改革度調査とは

情報共有と住民参加による開かれた議会に加え議会機能の強化により、開かれた議会のその先を求めていく必要がある。

戦略をもって進められるか。まちづくりに関することは全て議会が決定している。

【内容2 事例紹介】 鶴川和彦

1. 議会基本条例制定前後の住民参加の状況

栗山町議会基本条例は2006年に制定された。

栗山町議会の議会改革の背景

- 地方分権一括法（平成12年4月1日施行）
- 透明性の確保
- 議員は財政問題に弱い
- 常任委員会所管事務調査の充実
- 監視型議会からの脱皮
- 政務活動費の導入（平成15年4月）
- 住民参加によるまちづくりと議会のあり方
- マスコミとの良好な関係の確保

議会基本条例の基本は情報公開と住民参加である。これによって議会報告会を行いクレーマーに鍛えられた。当初は、反対意見ばかりが出され、まち全体の再生を考えての意見を述べる難しさがあった。

その後、住民も人口減の状況に立った政策検討の必要性を認識し、住民を巻き込んで執行部を問いつけていった。

2. 議会モニターについて

議会基本条例に、モニター制度を設けている。議会の運営に関して町民からの要望、提言などを聴取し議会の円滑・民主的な運営を推進するという趣旨である。15人以下の定員に対し、当初の応募は3・4人しかなかった。議会を傍聴いただいた上モニター会議は年2回実施している。モニター経験者には議会から議員への立候補をお願いしている。

3. 一般会議について

モニター制度と同様に、基本条例では、市政の諸課題に柔軟に対応するため、町政全般にわたって町民と議員が自由に情報と意見を交換する一般会議を設けている。

各団体へ呼びかけるケースと相手側から呼びかけがあるケースとがある。テーマとしては、議員定数と報酬、政務活動費についてがあった。議員定数1人減、政務活動費は月額8千円から2万円、年額24万円（北海道内で一番高額）などについて意見交換した。政務活動費については、第2報酬だと批判があった。そこで前払いを後払いへ変更し報告書を提出の上、民間（税理士）の精査を受けることとしている。

4. 単純な多数決ではない合意形成を求めて

地方自治法や議会基本条例に基づいた様々な参加手法やそれ以外の新たな方法により、場面に応じた住民参加を進めることが求められている。議会における意思決定が単純な多数決に陥ることなく、可能な限り全体最適に向かうよう情報公開・住民参加・討議による合意形成のありようを求めたい。

議会報告会はこれまで14回行った。3班で4人ずつに分かれて担っている。当初モンスターだった人も要望から前向きな意見へと内容が変化してきた。

首長がおこなう行政報告と議会報告との相違点、また議会報告会しかできないこととは何か。8回目から、議会報告会の内容を論点・争点・経過の報告へとした。平成29年度は4回開催し、参加者は計約100人だった。参加者は、高齢男性が多く、女性と若年層が少ない。出前報告会も行っており、農業就業支援塾7人、子育て支援センター利用者6人、消費者協会17人の参加があった。出前を行う対象層の問題意識を調査して行ったほうがよいと考えている。

議会は、市民の意見を聴きながら熟議が重要だと考える。しかし、住民参加の難しさも感じている。サイレントマジョリティーの意見がどこにあるのかを大切に考えなければならない。

【内容3 質疑応答・意見交換】

Q：定例会以外の活動時間はどのくらい増えたか。

鵜川：閉会中に所管事務調査を行うので80日から100日程度行う。

Q：自由討議の取り組みについて伺いたい。

鵜川：それが一番できていない。本会議で1回。委員会は委員長発議で行っている。

討議の中で他の議員の意見を聴き「その点には気が付かなかったのでAだった意見をBに変更する」といった意見は出されていない。だが意見は変わってよい。執行部に退席してもらって採決している。

Q：議会モニターについて伺う。年齢・居住地・男女比に偏りがないようにとはどのように対策を取っているのか。

鶴川：応募された方は全て（2～3人）受けている。それ以外に女性5人男性8人をお願いに上がったが快く応じて頂けた。

Q：議会モニター制度によって改善された点は何か。

鶴川：傍聴者がなく、モニター席で“見られる”ことは効果があり、議員らしい質問がされるようになってきた。

Q：議会基本条例の見直しは定期的に行うのか、あるいは課題が出てきた際に行うのか。

鶴川：議会改革会議で定期的に行っているが、制定後10年が経過したので全文を一字一句見直し変更したが、通年議会は入れられなかった。

Q：議会報告会の参加数が少ない理由は何か。

鶴川：データを取っているが悪くない数字だと思っている。参加者の固定化は課題。継続していく苦しみは嫌という程感じている。町政に危機感のある時は参加が多いが平時は少ない。

Q：投票率は上がったか。

鶴川：80%だった。立ち合い演説会のみとしたところ、「人に来い」と言うのは何事か、と評判が悪かった。現在はスピーカーも使用している。

Q：自由討議の仕組みについて伺いたい。

鶴川：2006年から慣例的に行っており、仕組みについては回答できない。

議会事務局 古田：会議録に盛り込んだ記憶がある。運用も積極的に行っていたと考えている。

Q：一般会議での議案については、少ない意見が大きく扱われることはないか。

鶴川：出席者の意見は影響するが、議会運営委員会で揉んで扱う。ただし、説明責任を果たす必要がある。

申し入れには必ず答える。例えば、栗山赤十字病院関係者からの申し入れが多く、30億の赤字なので補助金を出してほしいという意見がある。建て替え時期が迫っており重い案件である。15億から20億の収入に対する経費の調査は行った。町が病院を建設し運営を赤十字に委託、30億の赤字は赤十字が処理するという方向である。

Q：議会基本条例の見直しに頭を痛めているのでポイントを教えて戴きたい。また一般会議の執行部との関係を伺いたい。

鶴川：見直しの重点箇所は表を作って1条ずつ見直し点検した。先進の芽室町の基本条例を参考にし盛り込んだ。

一般会議は議決案件についてが多い。執行部とは総合計画について約10回

意見交換を行ったが、一般会議には入ってもらわない。

中村：一般質問の通告表を拡大コピーしたものが栗山町内の温泉施設に掲示されているのを見たことがあるが。

鵜川：一般質問の掲示は現在も行っている。議員が手分けして、公民館・駅・温泉施設などに掲示に回る。

一般質問では、質問の趣旨が分からない議員に対して執行部が反問権を使う。一般質問が減少したのは反問されるからかとも思う。「ここで反問して欲しい」と思うことには反問はない。

中村：反問権の活用例について説明いただきたい。

鵜川：（議長として）要領を得ない質問の際、論点を確認する目的で町長に反問を依頼したことがある。

中村：反問はどのような際にどのような手順で行うのか。

鵜川：基本条例第6条の7項目の説明に関する反問権を設けて欲しいという要望が出された。

第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

※HPより抜粋

例えば、「コンパクトシティというが、まちづくりの財政をどう考えているのか。」と反問された。反問の8割が論点整理である。

弱い者いじめにならないように、執行部は拳手し議長の許可を得、理由を述べて反問することになっている。

Q：議長の実力と議会事務局がキーになるということだが、事務局を味方に付ける方法は何か。また、どのように変わって行ったのか。

鵜川：よい質問だが、条例を作ったのは私の前議長である。自分は、会社を経営していることもあり結果を重視している。自分が2期目の時、議会に視察が多数来られた。町長は議会ばかり視察が多いと反発していた。議会が強くなると敬遠される。基本条例があると余計な仕事をしなければならないという職員もいた。

中村：庁内の情報など事務局との話し合いの場はあるのか。

鵜川：研究会で根拠になる事項を学習している。

中村：議会としての議会事務局の人材育成はどのように行っているか。

鶴川：直接はないが、住民が参加するときに必ず同席を求めている。一番の「教科書」は住民であり「教育」だと思う。

中村：議会事務局長の古田さんにも伺いたい。

古田：議会の最良最善の支援をすべきと考えている。栗山町議会の議会改革度ランキングを上げていきたい。

中村：古田事務局長は、オリジナル学習会に参加しているとのことだが、後輩の育成や動機付けについてどのように考えるか。

古田：研究会で情報や知識を得、後輩には財産として伝えるが喜んで聞いてくれる。新しい取り組みをするときは若い人と相談し、役割は全体に広げるように考えている。

○：3年連続で事務局長が交代した。議会事務局は、執行部から独立した機関であってほしい。

執行部からの反問は、「どう考えるのか。」と問われ議員が恥をかくことにより資質向上になる。

鶴川：同感である。一般質問の反問に答えられないのは学習になる。

事務局との関係は副議長が判断しているようである。前事務局長の時代に執行部と対立したことがあった。

Q：古田事務局長に具体的に伺いたい。

古田：忙しいのは忙しいが、町長部局と対立した時代に比べると全く違う。議会担当ならこんなもの、とやかく言っても仕方ないと思っている。できれば事務局にも政務活動費が欲しい。現状では限られた範囲での学習しかできない。

鶴川：空知地域の議会は事務局をこき使っている。

Q：日本初の議会基本条例制定の経過はどのようなものか。決め手になったことは何か。我々は、議長・局長・識見者と検討して作り上げ、評判はよい。

中村：改選で議会の力の落ち幅を小さくするために1年生議員の育成はどのように行っているか。

鶴川：視察を利用して新人議員が同席し基本条例を学習している。

古田：基本条例制定後、研修が整備されてきた。来年度に向けて体系的研修について検討中である。芽室町議会等整備されているところもあり参考にしたい。

中村：政策論まで手が届かない場合は、図書館司書・外部講師の力を借りるなどできる。

埼玉県嵐山市議会に参考人招致されたことがある。議員定数と報酬について90分意見を聴かれた。後日の住民との意見交換会では、炎上する可能性があるということで進行役を依頼された。2時間話し合い、住民に「議会についてどれくらい知っていますか？」と具体的な仕事内容を説明したところ（定数も報酬も減らす意見から）意見が逆転した。住民から「妻に市議に立

候補するなら離婚すると言われた。」「政務活動費は3倍にすべき」などの意見を聴いた。住民は報道の内容で判断するが、このように進めれば、住民に正しい情報に基づいて考えてもらえる。第三者が進行役を担うと話が進む。栗山町に視察に行くことをお勧めしたい。

【まとめ】

市民への情報公開と意見を伺うことは心がけているつもりだが、改めて再確認するよい機会となった。この基本に立って、議会報告会以外にも議会全体が進む方向性を具体的に検討する必要があると感じた。議会運営に疑問を持つことがあったが、目前の課題に目が移って考える機会が少なかった。筑紫野市議会として意識したのは、

- ①議会基本条例も二元代表制を具体的に表現するなどの改善について（執行部との関係の在り方を含む）。
- ②議長選挙（立候補と所信表明）について。
- ③議会事務局の位置づけ・役割について。議会との関係について。
- ④外部サポート、参考人、公聴会など。
- ⑤ICTの活用について、図書室の在り方の共有（現在取り組み中）。
- ⑥市民の方に議会に関心を持っていただく方法としての一般質問の広報方法について。

民主主義の象徴・基本である議会がどうあるべきか考える機会となり、議員全員が受けて共有したい研修だった。

以上

研修状況の写真

* 講座中の撮影は禁止のため休憩中のみ



『住民参加・情報公開を進める取り組み②』

福島県会津若松市のとりくみ

日 時：11月6日（火）9：00～11：00

講 師：目黒 章三郎さん（福島県会津若松市議会議長）

【 研修目的 】

議会改革について、先進事例を学ぶ。

【 内容 】

「手引書」を配布している。これは議会の取扱説明みたいなもの。全戸配布をしている。

中学校の公民の教科書をみるべき。東京書籍がいい、「住民の声をどう拾うか」という章がある。

1. 議会の3つの役割

(1) 監視機能

予算、決算、条例などなどがあるが、これは住民にとってどうなのかということ。

(2) 政策立案機能

執行部に、議会として塊で政策提案できているか。全国的には非常にまれではあるが、会津若松では日常的になっている。

(3) 民意吸収機能

議員が個人的に市民の意見を聞くことはあるが、議会として、制度としてある。

これは住民自治、住民福祉につながること。

2. 政治への住民参加の方法

(1) 選挙で参加

これは当たり前、普通。

(2) 請願・陳情（請願・陳情の意見陳述＝参考人）

平成20年基本条例の改正の時に、意見陳述を、制度として取り入れた。

文書だけでなく、来てもらって話を聞くと理解は違う。

話を聞くことは条例になくてもできるが、条例にあることで日当もだせるし記録も残る。

(3) 議会制度検討委員会への市民委員の参加

条例制定の時から市民参加で進めてきた。議会の制度検討委員会に市民委員の参加がある。今2名だが、4名に増やしたい。

この委員会で「手引書」も作成して。市民の意見が大事になる（議員に見えないことがある）

(4) 市民との意見交換会の実施

地区別・・議員30人を3班体制にして5月、11月。15地区。1班あたり5か所担当。

分野別・・所管委員会で担当。

<例>除雪の業者との対談・・県道や市道は公費できるが、私道はできない。

でも実際に困っているのは、家から公道まで出られないこと。

議会が執行部と話し合い、除雪できるようにした。

(5) 「広報議会」モニター制度

モニターが 60 人いる。長野県飯綱市を参考にした。

2, 3 月～5 月、と 9 月～11 月の、年 2 回開催。

1 人でも 2 人でも、「広報議会」を読むように広めてもらう。

3. 情報公開

(1) 正副議長選挙の立候補制、所信表明会の実施

議長選挙で、所信表明の文書を出し合うことから、全会派足並みがそろろう。

本会議場で所信表明会をする。

(2) 議運を含めた各委員会の公開（傍聴可能）

(3) 会派代表者会議の公開（傍聴可能）

代表者会も含め、傍聴可能に。

会派に所属しない議員が参加できないところが多いが、傍聴規定がない。

自治法に書いてないことはやっていい・・・という解釈でしている。

(4) 本会議場（正副議長選挙を含む）でのネット中継

（その後アーカイブとして HP 掲載）

本会議のネット中継。

(5) 広報議会の工夫

読んでもらえるように工夫。参考になるのは「あきるの市」

5. 市民意見を起点とした「政策サイクル」

- ・意見の整理、分類
 - ・分類ごとに委員会分担
 - ・委員会はテーマに沿って（有識者によるセミナー、先進地調査、自主研究や討議）
 - ・市への政策提言
 - ・市の事務事業執行状況によるチェック・評価
- *評価方法として・・・総合計画の進行状況

6. 市民の声から政策サイクル・・・図 1 参照

目的：予算（政策決定）と決算（政策評価）の審査を連動させた政策形成サイクルにより、議会機能の一層の充実を図り、もって本市の政策課題の解決に寄与することを目的とする。

*議員個人の力を「線香花火」とすれば、議会の塊の力は「打ち上げ花火」になる。

7. 成果：その 1

市民との意見交換会から

- ① 財政問題への懸念・・・財政調整基金が標準財政規模の 5% だったものが 10% 以上の 30 億円を超える状態に。公共施設白書の作成と「維持整備等基金」を創設。

- ② 除排雪問題・・・除排雪予算の増額と一部私道除雪の実施
- ③ 湊町給水施設未整備地区問題・・・5年間で整備する計画を策定し予算化。
- ④ 鶴城小学校移転計画・・・市は計画を見直し現地に建替え。
- ⑤ 城前市営団地の建替え・・・コミュニティに配慮した集会所の位置や道路形状の変更。

8. 成果：その2

採択された請願・陳情から

- ① 請願・・・市施設警備委託料の最低制限価格の増額見直し
会津清酒の普及促進に関する（乾杯）条例の制定。
- ② 陳情・・・公設地方卸売市場の使用量が4分の3に引き下げ
飯盛山の公衆トイレ改修に高率の補助金
西若松駅東口への公衆トイレの設置
若者が利用できるフリースペースが西若松駅西口に
木造住宅耐震改修支援補助金の創設

9. 今後の検討課題

- ① 住民参加・・・本会議場での市民スピーチの実施（犬山市、可児市）
政策サポーター制度（長野県飯綱町）
議会制度検討委員会の市民委員の増員（2名→4名）
- ② 公開・・・委員会審査時のネット中継（新庁舎建設時）

10. 会津若松市の改革のまとめ

議会改革の前史

- ◎議会運営・・・①住民との関係・・・閉鎖的
- ②議員間の関係・・・質問だけ
- ③首長との関係・・・追認機関

◎議会からの政策サイクル（4つの要素）

住民起点、政策提言、財政に関わる、総合計画に関わる

議会改革の本史

- 住民と歩む
- 議員間討議
- 政策競争

【 まとめ 】

- ・ 予算（政策決定）と決算（政策評価）の審査を連動させた政策形成サイクルを検討したい。
- ・ 総務省方式の改訂モデルが、税の使い方と、住民への行政サービスの質を見比べるのに、有効だということが理解できた。
- ・ 筑紫野市で現在配布されている資料に、議会としての考察の項目を追加して、審査に使えるように考えたい。

以上
担当 辻本

市民の声から政策サイクル

図1

議員個人のかを「線香花火」とすれば
議会の塊のかは「打上げ花火」になる

